

地域移行支援 利用期間の取り扱いについて

1 標準利用期間について

- 地域移行支援は、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

サービス名	標準利用期間	更新期間
地域移行支援	6か月	6か月 (対象者の状態に応じて必要と認める場合は、6か月の更新は可能)

- 利用者のサービスの利用については、上記の標準利用期間内となります。ただし、対象者の状態に応じて必要と認める場合は、6か月の更新は可能です。
- さらに、標準利用期間と更新期間を経ても、十分な成果が得られず、引き続きサービスを提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合に限り、最大6か月の延長(原則1回)をすることができることになっています。

2 標準利用期間・更新期間を超えてサービス提供が必要な場合

当該サービスを継続して受けなければならない具体的な理由が必要となります。

<確認ポイント①>

支援計画通りに支援が進められなかったやむを得ない理由・状況があること。

- ・ 本人の長期の体調不良（傷病等により支援が中断した場合）
- ・ 支援者や障害福祉サービスが本人に適当ではなかった
- ・ 転居先（GHやアパート等）が決まらない
- ・ 災害、感染症拡大（自然災害及び感染症拡大による等）
- ・ その他（優先する療養生活の課題がある・家族の事情等、予期できなかった事由により支援が中断した場合又はサービス等利用計画の方針が大幅に変更となった場合）

<確認ポイント②>

利用期間延長により、地域生活への移行が具体的に見込まれること。

3 手続き

- ① 標準利用期間・更新期間を超えてサービス提供の必要がある場合は、**支給期間終了日の前々月までに**、立川市障害福祉課の地区ケースワーカーもしくは地区保健師に相談をするか、ケース会議を実施してください。
- ② 上記の結果、延長の必要性があると判断された場合には、別紙「地域移行支援の延長にかかる理由書」を事業所において作成し、**支給期間終了日の6週間前までに、立川市障害福祉課へ提出（厳守）**してください。

- ③ 「地域移行支援の延長にかかる理由書」をもとに、区分認定審査会で審査し、延長の可否決定を行います。

4 理由書の記載上の注意点

(本人及び家族の希望)

本人と家族（確認できる場合）の希望を記載してください。

(当初支援計画の進捗状況)

契約してから現在までの支援内容及びその経過について、概要を具体的に記載してください。

※ 体験利用先などを記載する場合、Aグループホーム等、固有名詞は伏せて記載してください。

(計画実施上支障となったやむを得ない理由・状況)

- ・ 「2 標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合」を留意の上、計画支援通りに支援が進められなかったやむを得ない理由・状況を記載する。
- ・ 「単に見通しが甘かった」等という理由では認められません。

(今後の支援)

今後のサービス利用等計画において、具体的な支援内容、スケジュール、その見通しについて記載してください。

立川市福祉保健部障害福祉課

住所：立川市泉町 1156-9

電話：042 - 523 - 2111 内線 1513,1517～1523

E-mail：shougai Fukushi@city.tachikawa.lg.jp